

夏の山はまねく

|| 梶ヶ森の山開き ||

吉田、山中両社会体育指導委員の手ほどきで、熱心に練習、来年にせまった万国博音頭をはじめ数々の民踊を次々とおどりこなして、日曜の一日を有意義に過ごしました。公民館では、それぞれの地域の盆踊りその他の行事に、この講習会の成果があらわれるものと期待しております（写真は熱心な民踊の練習）

双方の会長がそれぞれお礼とげましの言葉をのべ、再会を約して午後五時十分散会、名残りを惜しみつつ一行は五時十二分発の列車で帰村した。

きまつた！

大豊中学校歌

発表は落成式に

大豊中学校校歌は、高知高杉村正先生により、応募作品二十四点のうちから香美郡土佐山田町北瀬秀男さん41才（大豊村出身）が選ばれました。

作曲は、高知大学の橋本正夫先

写真説明 (上) 教室いっぱいの西豊永家庭教育学級 (下) 熱心に聴講する大口家庭教育学級

これは、県と村との全般的な行政執行の情報交換ならびに当面する諸問題の協議等を行ない横の連絡を密にして円滑な行政を推進しようというもので昨年に引続き第二回月。

県の出先機関は、山間農業試験場、湖北農業改良普及所、同大農支所、大豊蚕業指導所、中央林業事務所、同大豊駐在所、同立川川行造林駐在所、同長幹線林道豊駐在所、本山土木事務所、同大砂防現場詰所、本山保健所、同大豊駐在保健婦、中央排地事務所の各機関。村側からは各係長以上が出席。

三谷泉水県議も来賓として列

なものであり、それをつくるためにどのような役割を果たしたらいいか、日ごろ考えていることも交えて具体的に書いて下さい。

応募の方法

① 一名一点に限ります② 作文は両方とも四〇〇字詰原稿用紙十枚以内でなくては書きとし、万年筆、ペンを使用し、③住所、氏名（ふりがな）、性別、生年月日、職業及び勤務先（在学中の者は学校名と学年）を原稿の頭初に書いて下さい

④ 送付先 東京都渋谷区代々木山手谷町三三四郵便番号五一 社団法人青少年育成国民会議

■締切期日 昭和四十四年十一月三十日（当日消印有効）

小林久寿江　穴内三区
近藤弘子　馬瀬
↑写真は発表する岡崎さん

民踊講習会開かる

中央公民館では、七月二十七日に民踊講習会を開きました。最近村内各地で盆踊りなどの行事が活発に行なわれるようになり、民踊講習会はなかなかの人気をよんで受講者も約七十名程が集まりました。公民館いっぱいのはやちねんになった。



代表十名が本村を訪れました。目的は、激変する社会での婦人会活動の「ありかた」その他について木村の婦人と交歓会を開くためのもので、西村会長をはじめ木村側からも二十余名の方々が集まりました。

この日、一行は午前中に杉の大杉、山間試験場尋常を見学し午後一時、中東公民館の会場に集まって婦人会のもつ悩みや活動内容、今後の計画、希望など活潑な意見がかわされました。このあと、介良側の要望により、西地区公民館の民誦教室の婦人達による「大豊音頭」その他の「おどり」が披露され、介良の婦人も詩吟や合唱など

ものは素直にうたわれて、中学生の感情に自然に親しまれるものをもっている。」

△入選▽大豊中学校歌

北宮秀男 作詩
一、風かおる 領東の地に

教師が子供の家庭教育を中心として学習活動を展開しようとするもので、西豊水分室では、六月三十日に、太田口小では七月二日に、それぞれ開講しました。学級生はすべからず一人一枚の紙をもち、

す。(写真
は建設工事
現場)



県庁の出入機関と村執行部との
 行政連絡会は七月三十一日に村中
 央公民館で開かれました。



「才木満（いずれも八月一日現在）
作文・論文の主題
■作文の部
『社会生活とわたくしたちの役目』わたたくしたちが毎日生活している社会（家庭、学校、村や町）にち足りない点や持て解決しなければいけないわずかしい問題があるものです。こうした問題を解決してゆくために、他人にこうして欲しい、自分自身でもこうしたい……というようなこと、希望を実現するためにどのような役目を果たしたいと思うか、あなたが現在努力していることも書いて下さい。」
■論文の部
『現代社会とわたくしたちの役目』次代を築く若者として現在社会をどうとらえ、もし

☆：大豊村連合婦人会（会長西村敏子）では、☆
 ☆：七月十九日、中央公民館で総会並に、本…☆
 ☆：年度第一回目の共励会を開きました……………☆

西岡村長の挨拶について四十
 三年度の事業報告並びに本年度計
 画、会則の一部改正、監事の選出
 等を行ない本年度の重点目標とし
 て、実態調査等により組織の充実
 をはかると共に、昨年来、多額の
 寄附によって建築した「高知県婦
 人会館」の見学を十一月下旬頃実

施することを決めま
 このあと、共励会
 谷部落の岡崎満子さ
 （我が地区における）
 と題して、昨年度実
 級の成果をグラフを
 注目をあつめた山
 山保健所の別役主幹

表など
 どい



目覚し！活躍する婦人会

た。さうつり、三
ん(三三)が
婦人生活動」
施した栄喜字
はつて発表し
続いて、木
が「結核予防

と婦人の組織活動」について講
演、西豊永地区民謡教室の方が
研究の成果を一時間余りにわた
て熱演、あてやかな「ゆかた姿」
でステージ一杯にくりひろげる民
踊の数々に、農繁期のつかれも吹
きとんだ様子で、あとはみんなで
来年にせまった「万国博首領」を
山中ヤスコ、吉田トクエさんの両
名指導で練習して解散、あちこち
で「よかったねえ」を連発しなが
ら帰途につきました。

尚、この会で決定した監事さん
は次の方です。

介良村婦人会
と交歓会



介良村婦人会との交歓風景

電話自動化へ



四電金沢通信局では、嶺北地域の電話サービスの向上を自ざして、杉部落にあった四国電力大杉営業所および、総工費三億五千万円で「嶺北・杉部話局」の建設工事を



式となつて自動化され、延二千八百十五平方米、完成は来年五月を予定し営業開始は同じく来年秋頃となる見込みです。

三千年の歴史ともなうに生きてきた大杉の下に、近代の自動電話局の建設諸君が鎌首も高くなでら

二、 蛇ヶ森　みどりに映えて
青雲の　わき起つところ
身を鍛え　真理を学び
たくましく　伸びゆく力
大豊中学　誇りあり

三、 青く澄む　吉野の流れ
花ひらく　郷土の四季を
螢雪の　道ひとすじに
米光の　未来に築く
のまや
大豊中学　抱負あり。

佳作　杉、釣井育美、船戸、三木
義喜

昭和四十四年度
作文・論文
募集要綱

青少年育成国民会議では、今年度も次の主題で全国の青少年から作文、論文を募集しております。ふるって応募して下さい。

応募資格
■作文の部 満十六才未満の者
■論文の部 十八才未満の者

長は昨年に引続き西園村長が再任されました。(写真は意見をかわす連絡会)

大杉の報記局
建設工事始まる

と、今まで杉、木山、田井など九つの郵便局に委託していた電話業

向学の 高領をめざし
 闘くんで 日々励みあり

席、嶺北農業改良普及所大豐支所の門屋所長の司会で、現状報告、質疑、意見交換が行なわれ有意義な

という例がよくあります。そこで

す。ただし土曜日は午前中です。

ダム放流のサイレン

＝四国電力からお知らせ＝

今年も出水期に入り台風、集中豪雨等が予想されますが四国電力穴内川ダムではダム管理について万全を期するため日頃より設備の点検、整備を行ない、洪水処理に備えております。ダムより放流する場合の通知、警報については

- 1、初めてゲートを開くとき、時間前に通知し約30分前にサイレンを吹鳴し約15分後さらに徹底を期すため警報車でお知らせします。
 - 2、ダム放流150トン/母秒のとき、この時点で通知すると共にサイレンを吹鳴し直後警報車で周知します。
- 穴内川流域の住民の皆さん放流中は十分ご注意ください。特にお子さまのおられるご家庭では格別のご配慮を重ねてお願いいたします。
- 通知先 土佐山田町役場(消防団本部) 同警務所 同警務所 大豊村役場行政課 木山警察署 同杉駐在所 同大田口 木山土木事務所
- サイレン吹鳴の方法は1分吹鳴15秒休止1分吹鳴で実施します。
- なおサイレンにて警報すると共に警報車によりダムより穴内川合流地点まで拡声機によって放送し周知します。

農地等の生前贈与の特例のうけ方

大豊村農業委員会

- 最近農村では後継者が安心して農業を営んでいけるよう「親の眼の黒いうち」に、せめて農地だけでも譲ってやりたいという声が多く聞かれます。事実贈与税は基礎控除は四〇万円(相続税は四〇〇万円と相続人一人当たり八〇万円)しかありませんし税率も相続税よりかなり高くなっています。そこで後継者を確保し農地の細分化を防止するといふ農政的な見地から農地等の生前贈与について税制上の特例を設けようということになりました。この特例は三十九年一月一日から四十八年十二月三十一日まで実施される事になって居ります。この制度のあらましは次のとおりです。
- 一、生前贈与の特例を受ける六つの条件
 - (1)贈与者は農地等を贈与した日から引きつづき三年以上農業を営んでいる個人
 - (2)贈与の財産は農地の全部と探草
 - (3)贈与を受けた日の翌年二月一日から三月十五日までに税務署長に申告書を出すこと
 - (4)贈与を受けた日の翌年二月一日から三月十五日までに税務署長に申告書を出すこと
 - (5)贈与を受けた日から引きつづき三年以上農業に従事していたこと
 - (6)贈与を受けた日の後すみやかにその農地で農業経営をおこなうこと
 - 二、生前贈与の特例を受ける出発点
 - 贈与をしようとする者が受贈者におくる農地移転を農業委員会に申請したとき
 - 三、贈与があったと認められる日
 - 税務署が認める日は農地法第三條の許可を県知事が出した日
 - 四、申告の期限
 - 贈与があった日の翌年二月一日から三月十五日までに税務署長に申告書を出すこと

人生のスタート

婚姻届は結婚式と同時に申しこよう

結婚は「第二の人生のスタート」であるといわれています。一組の男女が結ばれ、力を合わせて新家庭での生活を始めることは、まさに「第二の人生のスタート」といふにふさわしい意義のあることです。周囲の人々に祝福され、いかに盛大な結婚式を挙げられ、婚姻届をしない限り法律上は夫婦として認められません。届出をしないために夫婦関係、親子関係、相続関係などについて家庭内の悲劇がおきてくる例が数多くあることはご承知のとおりです。

昨年中に県下市町村に婚姻届をされた七千三百七十七組について調査してみますと、式を挙げた日に届出をされた方は二千四百四十九組で、全体の三四・八%にすぎずその他は一年以内、ひどいものは三年以上たった方が二百



結婚は「第二の人生のスタート」であるといわれています。一組の男女が結ばれ、力を合わせて新家庭での生活を始めることは、まさに「第二の人生のスタート」といふにふさわしい意義のあることです。周囲の人々に祝福され、いかに盛大な結婚式を挙げられ、婚姻届をしない限り法律上は夫婦として認められません。届出をしないために夫婦関係、親子関係、相続関係などについて家庭内の悲劇がおきてくる例が数多くあることはご承知のとおりです。

昨年中に県下市町村に婚姻届をされた七千三百七十七組について調査してみますと、式を挙げた日に届出をされた方は二千四百四十九組で、全体の三四・八%にすぎずその他は一年以内、ひどいものは三年以上たった方が二百

国民健康保険給付状況(事業年報)									
年	世帯数	被保険者数	療養費総額	療養費1人当り	受診率	療養費1世帯当り	療養費1人当り	療養費1人当り	療養費1人当り
34	3,381	15,449	21,601	20,875,601	966	139.91	6,174	1,351	—
35	3,290	14,919	29,866	29,146,173	975	197.47	8,859	1,953	8,270,572
36	3,203	14,216	32,076	40,452,906	1,261	221.64	12,630	2,846	11,306,732
37	3,136	13,534	34,722	47,353,106	1,364	250.08	15,100	3,499	6,900,200
38	3,084	12,846	34,414	53,458,946	1,553	261.02	17,334	4,162	6,105,840
39	3,033	12,046	35,530	66,229,658	1,864	295.00	21,836	5,498	12,770,712
40	2,962	11,229	35,146	76,200,723	2,168	312.91	25,727	6,786	9,971,065
41	2,900	10,436	36,008	95,352,389	2,661	338.72	32,880	9,138	19,151,666
42	2,722	9,592	34,718	100,429,178	2,903	354.18	36,895	10,283	5,076,789
43	2,528	8,559	32,213	108,640,354	3,413	369.53	40,975	12,753	8,212,176
44	2,299	7,816	—	123,328,664	—	—	53,648	15,779	14,688,318

国保税率かわる

最近、医療給付の増加と医療費等の増大により、国保財政は次第に苦しくなっており、一部改正され、約二・六%引き上げられました。

改正前 改正後

所得割 三・一六% 三・一六%

資産割 二・七、八% 二・七、八%

均等割(一人当り) 一、〇二〇円

世帯割(一世帯当り) 二、一六〇円

前、国民健康保険の給付状況等別表の通りです(税務係)

国民健康保険給付状況(事業年報)									
年	世帯数	被保険者数	療養費総額	療養費1人当り	受診率	療養費1世帯当り	療養費1人当り	療養費1人当り	療養費1人当り
34	2,855	862	3,381	15,449	—	—	—	—	—
35	3,062	675	3,290	14,919	—	—	—	—	—
36	2,998	675	3,203	14,216	—	—	—	—	—
37	3,600	834	3,136	13,534	—	—	—	—	—
38	4,412	1,051	3,084	12,846	—	—	—	—	—
39	4,681	1,179	3,033	12,046	—	—	—	—	—
40	7,110	1,875	2,962	11,229	—	—	—	—	—
41	6,651	1,860	2,870	10,270	—	—	—	—	—
42	9,691	2,750	2,722	9,592	—	—	—	—	—
43	11,156	3,312	2,528	8,559	—	—	—	—	—
44	14,013	4,095	2,299	7,816	—	—	—	—	—

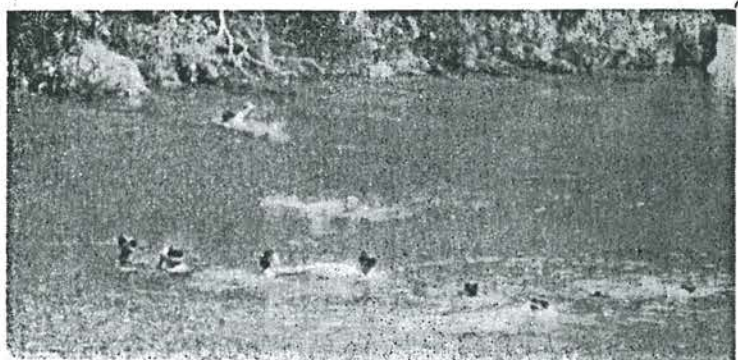


増し、村内においても毎日のように事故が発生しています。村内を縦貫する国道三十二号線の事故が大半を占め、同士の事故が目立ちますが、村民もその巻き添えによって重大事故が発生している現状です。村民が他村で事故を起こしたり受けたる事例も急増し、憂慮される事態ばかりです。皆さんの近親者、友人、知人のうちで、交通事故に遇った方は十指に余ることでしょう。

村では、交通安全対策を重要施策の一つにあげて努力してまいりましたが、この際、抜本的な対策を講じなければ村民の悲惨な事故を断つことはできません。

今春の、村交通安全対策委員会

水に散らすな 命



◆「暑い毎日が続きますが、村民の皆さんいかがお過ごしですか。◆何度つくっても満足な情報がありません。どうも暑さのせいばかりではなさそうです。◆立秋を過ぎると、つくつく法師が朝からなきたてで、学校の夏休みも終りに近づいてきます。宿題や勉強の進み具合、色々な反省をふくめたしめくりなどをするよう指導してあげてください。このへんで早寝、早起きなど新学期のリハールをしてみてはいかがでしょう。◆そろそろ台風シーズンです。トランジスタラジオや懐中電灯の電池の用意など、そのときになってまごつかないうちに今から準備しておきましょう。(中西)

この出来事とて、ドライバーの法規を無視した運転に対して適切な助言を与えるためには、勇気と自信が必要です。村民の一人一人が自覚し「交通安全」を、国、県、村一体となり完備するよう、交通安全教育を老人や子供にまで拡大して行なう。等を基本方針として行なう。二、三については村民総参加の「交通安全村民大会」を開催して今後の運動推進の柱にする予定ですが、第三番目の問題については、この交通安全運動が村ぐるみで徹底するよう、まず、組織づくりを行なわなければなりません。現在村内にある交通安全運動の推進母体は、ドライバーを中心に結成した「交通安全協会」、「交通安全法を守る会」、「交通安全自治会」等がありそれぞれ独自の運動を展開していますが、歩行者を含めた地域単位の組織の必要性も痛感させられます。幼児の路上遊びや、子供の自転車乗りでの危険を察知すれば他人であろうとも、きびしく安全な状態に指導する連帯感をもつためには、この組織を通じてある程度の知識を修得し、自信をもって「親がまず、手本を示そう、正しい判断」!!

(写真は大杉中学校前の指導)

編集後記